

判断基準の解説

H22.2.4 ver

	判断基準の解説	具体例	必需か選択か		公益か私益か 共同消費性か個人消費性か		
			はい	いいえ	はい	いいえ	
1	<p>そのサービスがないと日常生活を送ることが困難になる(日常生活での大きな支障をきたす)市民がいるか</p> <p>必需性を判断する。 必需性の最も基本的な判定。市民の生活安定に係わる必要性を判断する。 行政サービスの提供内容及び受益者の特定に係わらず ・当該サービスが市民の生活を支えている上で必要不可欠なもの ・現代の社会経済情勢において、当該サービスが無ければ市民が生活不可能になると想定されるもの ・当該サービスの有無が市民の生命の安全又は健全な生活を左右するもの 上記のいずれかのサービスが該当する。</p>	<p>【はい】道路、家庭ごみの収集、水道、下水道、防災、除雪等 【いいえ】コミュニティ助成、花いっぱい運動、電動生ごみ処理機購入支援、老人クラブ連合会補助、産業振興等</p>	1	-1	0	0	<p>そのサービスがないと日常生活を送ることが困難になる場合は必需性が高いと判断し、そのサービスがなくても日常生活をおくることが困難ではないサービスは選択性が高いと判断する。</p>
2	<p>対象者の大部分が利用しているサービスか【はい】 <実態></p> <p>必需性を判断する。 サービスの内容、受益者の特定の有無にかかわらず、対象となる市民の大部分が利用しているサービスが該当する。 「大部分」の考え方は、全市民を対象としているのであれば全市民のうち大部分が利用しているのか、地域(区域)の市民を対象としているのであればその地域(区域)の大部分の市民が、ある業種の市民を対象としているのであればその業種の大部分の市民が利用しているのかで判断する。</p>	<p>公共下水道、農業集落排水事業、家庭ごみの収集、保育所、小中学校</p>	1	0	0	0	<p>(利用実態が広範囲なもの) 「はい」大部分が利用しているサービスは、公益性が高いと判断する。</p>
	<p>対象者の大部分が利用しているサービスか【いいえ】 <実態></p> <p>選択性を判断する。 サービスの内容、受益者の特定の有無にかかわらず、対象となる市民の大部分ではなく一部が利用しているサービスが該当する。 「大部分」の考え方は、全市民を対象としているのであれば全市民のうち大部分が利用しているのか、地域(区域)の市民を対象としているのであればその地域(区域)の大部分の市民が、ある業種の市民を対象としているのであればその業種の大部分の市民が利用しているのかで判断する。</p>	<p>農業者利子補給金、各生産組合補助、中小企業融資、商店街振興補助、産学共同研究、北上情報処理学園、設備投資奨励補助、企業誘致、学童保育所、シルバー人材センター、各種講座等</p>	0	-1	0	0	<p>(利用実態が限定的なもの) 「いいえ」対象市民のうち特定の人が利用していると判断されるサービスは、私益性が高まる要素とする。</p>
3	<p>社会保障や福祉を目的としたサービスか</p> <p>必需性を判断する。 そのサービスが、公的扶助、老人医療、社会福祉、障害福祉等の福祉や社会保障を目的としたサービスが該当する。</p>	<p>国民健康保険、介護保険、生活保護、障害者施策等</p>	1	0	0	0	
4	<p>市民の生命の安全、財産、権利を保護することを目的としたサービスか</p> <p>必需性を判断する。 そのサービスの目的が、市民の権利保護(生命・財産に係る権利、個人情報の保護)に関するサービスが該当する。</p>	<p>消防団、交通安全、民生委員、人権相談、生活保護等</p>	1	0	0	0	
5	<p>法令の規定により行政の実施が義務付けられているサービスか</p> <p>必需性を判断する。 法令で行政の実施が義務付けられているサービスが該当する。</p>	<p>生活保護、障害者日常生活用具、防災</p>	1	0	0	0	
6	<p>当該サービスに市が関与しなくても、民間等で提供することが可能なサービスか</p> <p>選択性を判断する。 現在行っている行政サービスが、民間、NPO等行政以外でも提供している、または提供できるサービスであれば該当する。行政以外で提供できるサービスであれば、必需性が低いと判断する。 (民間サービスとの競合)</p>	<p>保育園、幼稚園、学校給食等</p>	-1	0	0	0	<p>民間、NPO、協働等による行政以外が提供できるかを判断する</p>
7	<p>市民生活の快適性・利便性向上にかかわるサービスか</p> <p>選択性を判断する。 そのサービスがなくても市民生活は維持できるが、そのサービスがあることによって更に利便性(生活するうえでの便利さ)が向上するサービスが該当し、利便性向上にかかわるサービスは必需性が低いと判断する。</p>	<p>図書館、交通対策、基盤整備、IT施策等</p>	-1	0	0	0	
8	<p>個人的趣味や興味により利用されるサービスか</p> <p>選択性を判断する。 個人的な趣味や興味に属するサービスは、内容、社会的意義等の大小にかかわらず、特定の分野に偏ったサービスであり、必需性が低いと判断する。</p>	<p>各種講座、体育施設スポーツ大会等</p>	-1	0	0	0	
9	<p>このサービスを誰でも受けることができるか、又は利用できるか【はい】 <機会></p> <p>公益性を判断する。 基本的に「誰でも」とは子供からお年寄りまで全ての市民という考え方であり、市民であれば原則無条件で受けられるサービスが該当する。 ただし、次のような市民サービスについても該当とする。 ・現在は受けなくても、市民がいつか誰もが必ず受けるサービス(義務教育、成人式、国民健康保険、介護保険等)については、公益性が高いと判断し対象とする。 ・産業振興に関するサービス(農林業、商工業)においては、農林業者、商業者、企業等の全体をサービスの対象としている場合は公益性が高いと判断し対象とする。 ・ある範囲の中で受益を受けるのがその範囲の子供からお年寄りまでの市民である場合も公益性が高いと判断し対象とする。(公共下水道、農業集落排水事業) また、補助金、負担金の場合は次のような取扱とする。 ・団体の運営に対する補助金・負担金は、その運営により行われるサービスの対象者が「誰でも」であれば対象とし、対象者が特定されるものであれば対象外とする。 ・事業に対する補助金・負担金は、その事業を誰でも受けることができるものであれば対象とし、限定された個人、団体等しか受けることができない場合は対象外とする。</p>	<p>道路、公園、水道、防災、家庭ごみの収集、観光、イベント、体育施設、図書館、公民館、広報誌、義務教育、保育所、成人式、国民健康保険、介護保険等</p>	0	0	1	0	<p>(サービスを受ける可能性がある対象が広範囲なもの) 「はい」誰でも受けることができるサービスは、多くの市民、大多数の市民が受けることができるサービスであることから、公益性が高いと判断する。 必需・選択はこの条件では判断できないため「0」</p>
	<p>このサービスを誰でも受けることができるか、又は利用できるか【いいえ】 <機会> <一定の条件を満たさなければこのサービスを受けることができないか></p> <p>私益性を判断する。 基本的に「一定の要件」が必要とされる場合であり、所得、家族形態、地域、資格等によりサービス利用が限定的となるもの。特定の個人や集団が対象のサービスが該当する。ただし老若・男女などの区分は「一定の要件」としない。 ※一定の要件(例) 所得(低所得者、市県民税非課税世帯等) 家族形態(母子家庭、父子家庭、1人暮らし老人世帯等) 地域(黒沢尻地区、和賀地区等) 資格(要介護認定者、重度心身障害者、区長、認定農業者、市議会議員等)</p>	<p>生活保護、児童手当等各種手当、市営住宅等</p>	0	0	0	-1	<p>(サービスを受ける可能性がある対象が限定的なもの) 「はい」一定の要件を満たさなければ受けられないサービスは得定の個人や集団に限定されるサービスであるため、私益性が高いと判断する。 必需・選択はこの条件では判断できないため「0」</p>

判断基準の解説

H22.2.4 ver

	判断基準の解説	具体例	必需か選択か		公益か私益か 共同消費性か個人消費性か		
			はい	いいえ	はい	いいえ	
10	そのサービスは実質的に市民の不特定多数の人が利用しているサービスか 【はい】	【はい】地域づくり交付金、コミュニティバス、消防団、ごみ収集、みちのく芸能まつり、上下水、道路、公園、図書館	0	0	1	0	(利用実態が非限定的) 「はい」不特定の利用形態のサービスは、公益性が高いと判断する。
	公益性を判断する。 サービスの内容にかかわらず、実質的に希望等による特定の個人・集団だけが受けるサービスが該当する場合には私益性が高く、そうでない場合には公益性が高い。						
10	そのサービスは実質的に市民の不特定多数の人が利用しているサービスか 【いいえ】	市営住宅、保育所、体育施設、マラソン大会、講座、成人式等	0	0	0	-1	(利用実態が限定的) 「はい」実質的に特定の個人又は集団が利用しているサービスは、選択性が高く、私益性が高いと判断する。
	私益性を判断する。 サービスの内容にかかわらず、実質的に希望した特定の個人・集団だけが受けるサービスが該当する。						
11	個人又は集団が受益することにより、第三者が何らかの恩恵・利益を受けるか	市営駐輪場、企業誘致、雇用対策、消防、交通安全等	0	0	1	0	(二次的な波及効果) 特定、不特定関係なく個人や集団が受益することによって、第三者にも恩恵・利益を与えることは、公益性が高いと判断する。
	公益性を判断する。 個人又は集団がサービスを受けることにより、第三者の利便性(生活をするうえでの便利さ)を向上させたり、安定感を与えたり、間接的に何らかの恩恵・利益を与えるものが該当する。						
12	個人又は集団が受益することにより第三者の受益機会、質、量が損なわれるか	体育施設、市営住宅、保育所、幼稚園等	0	0	-1	0	(受益機会の限定性・拘束性) 特定・不特定関係なく個人や集団が受益することによって、第三者の受益の機会や質・量が損なわれるのであれば、私益性が高いと判断
	私益性を判断する。 個人又は集団がサービスをうけることにより、第三者の受益の機会やサービスの質・量の低下を招いたり、一定期間占有するということにより、直接的、間接的に何らかの受益の機会や質、量が損なわれるサービスが該当する。						
13	都市機能、産業機能を目的とするサービスか	道路、公園、下水道、雇用対策、産業振興等	0	0	1	0	
	公益性を判断する。 その行政サービスが、都市機能、産業機能の拡充するものが該当する。都市機能、産業機能の拡充にかかわるサービスは、そのサービスにより人口の増加、経済の安定化、産業の活性化の推進を図ることとなり、公益性が高いと判断する。						
14	地域コミュニティの活性化にかかわるサービスか	地域づくり交付金、消防団、花いっぱい運動、集団資源回収	0	0	1	0	
	公益性を判断する。 市全域ではなくても、各地域において地域コミュニティの活性化を目的として個別の地域特性等を活用して行われるサービスが該当する。						
15	社会的・経済的弱者の救済、保護、支援により個人を対象とするサービスか	生活保護、法律相談、人権相談、雇用対策、社会福祉協議会補助金等	0	0	-1	0	
	私益性を判断する。 そのサービスの目的が、社会的・経済的弱者の救済や保護等のセーフティネットに関して特定の個人に対するサービスである場合に該当する。＜必需性・私益性＞						
16	個人的趣味や興味により利用されるサービスか	各種講座、体育施設、スポーツ大会等	0	0	-1	0	
	私益性を判断する。 個人的な趣味や娯楽に属するサービスは、内容、社会的意義等の大小にかかわらず、特定の分野に偏ったサービスであり、公益性が低い。						
	MAX				5	5	
	MIN				-5	-5	

【必需性と選択性】

行政サービスが是非とも必要なものなのか、必要不可欠なものなのか(必需性)、それとも無くても済まされるものなのか、代替の資源がありえるのか。(選択性)

【公益性・共同消費性と私益性・個人消費性】

行政サービスによって利益を得る人が多数なのか(公益性)、個人的に利益を得るのか(私益性)。また、多くの市民のために資源・サービスを使うこととなるのか(共同消費性)、個人的なものに資源・サービスを使うこととなるのか(個人消費性)